

世羅町感染症対策設備導入支援事業補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の流行を受け、感染症対策を講じた上で事業を継続する世羅町内の事業者に対して、感染症対策のために行った設備導入に係る経費の一部を補助する世羅町感染症対策設備導入支援事業補助金の交付について、世羅町補助金交付規則（平成16年世羅町規則第39号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助の対象とする者は、次に掲げる条件を満たす者とする。

- (1) 納税地が世羅町である者
- (2) 事業の開設日又は法人の登記日が、2020年（令和2年）4月18日以前である者
- (3) 世羅町商工会の会員である者
- (4) 暴力団排除条例に規定する暴力団関係者ではない者又は遊興娯楽業のうち風俗関連業等、社会通念上適切でないと判断される事業を行っていない者
- (5) 補助対象として申請した経費に関して、国、県、町及び各種産業支援機関が実施する他の制度（補助金等）から補助を受けていない者
- (6) 町税を滞納していない者

(補助対象事業)

第3条 補助の対象とする事業は、新型コロナウイルス感染症拡大防止に必要となる設備の導入（他に国・県等の公的補助を受けているものを除く。）とする。

(補助対象経費等)

第4条 補助対象経費は、新型コロナウイルス感染症拡大防止に必要となる設備の導入に係る経費とする。ただし、経費に係る消費税及び地方消費税額は補助対象経費から除く。

- (1) 対面式の営業を行う際の遮蔽用衝立、カーテン等購入費
- (2) 従業員間の濃厚接触を避けるための衝立、カーテン等購入費
- (3) ソーシャルディスタンス確保のための床表示の設置費
- (4) カウンター及びテーブルの改修費
- (5) 換気設備（換気扇、空気清浄機（1台まで）、網戸等）の購入及び整備費
- (6) 来客者の体温を測定するサーモカメラ（1台まで）、非接触型検温器具（1台まで）の購入費など
- (7) 非接触型の給排水設備、噴霧器の導入費

(補助率及び補助金額)

第5条 補助金の額は、予算の範囲内において、補助対象経費の4分の3以内（千円未満は切り捨てとする。）とし、上限を20万円、下限を3万円とする。

(補助金交付の申請)

第6条 補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる必要書類を添えて第2項に定める期日までに取扱事務局（世羅町商工会（以下「商工会」という。））に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書（様式第1号）

- (2) 収支決算書（様式第2号）
- (3) 誓約書（様式第3号）
- (4) 事業に係る経費の領収書等の写し並びに実施状況が確認出来る写真等
- (5) 町税完納証明書
- (6) 補助金を入金する振込口座が記入された通帳の写し
- (7) 事業の開始日がわかる書類の写し
- (8) その他商工会長が必要と認める書類

2 交付申請の期限は、令和3年1月15日とする。

（交付基準）

第7条 補助金交付決定に係る基準は、次に掲げるものとする。

- (1) 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に効果が期待できること
- (2) 補助対象事業の取組以降、継続して各種感染症の拡大防止に資することが期待できること

（交付申請の制限）

第8条 申請者は、補助対象として申請した経費に関しては、同一費目について、国、県、町及び各種産業支援機関が実施する他の制度（補助金等）から補助を受けてはならない。

2 本補助金への申請は、一事業者につき一回とする。

（補助金の交付決定）

第9条 商工会長は、第6条の書類を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めた場合は、予算の範囲内で補助金の交付決定を行い、「補助金交付決定通知書」（様式第4号）により、速やかに申請者に通知するものとする。

（補助金の対象期間）

第10条 補助の対象とする期間は、令和2年4月1日から令和2年12月31日までとする。

（延滞金）

第11条 補助金交付決定通知書の受理者は、規則第21条に定める補助金の返還を求められたときは、次のとおり、延滞金を納付しなければならない。

- (1) 決定通知受理者は町長から補助金の返還命令を受け、これを納付期日までに納めなかったときは、納付期日の翌日から納付日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を納付しなければならない。
- (2) 商工会長は、やむを得ない事情があると認めたときは、延滞金の全部又は一部を免除することができるものとする。

（雑則）

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（実施の時期）

この要綱は、令和2年9月1日から施行し、同年4月1日以後に行う第3条に規定する事業について適用する。（令和2年9月8日幹部会承認）